

2023年5月17日

各 位

 **大木製薬株式会社**

東京都千代田区神田鍛冶町3-3

電話 03-3256-5052 (代表)

消費者庁による当社への課徴金納付命令に関するお知らせ

当社は、消費者庁より、2023年5月17日付で不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）第8条第1項に基づく課徴金納付命令を受けましたことをご知らせいたします。

本件につきましては、お客様、お得意先様、取引先をはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当社は、今回の課徴金納付命令を厳粛に受け止め、景品表示法の役職員への周知徹底、広告審査体制の見直しと強化を行い、再発防止に努めて参ります。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回の納付命令は、2021年12月16日付で当社が消費者庁より受けた景品表示法第7条第1項に基づく措置命令に関するものであり、新たに措置命令を受けたものではありません。

納付を命じられた課徴金の額は、4,655万円になります。当該課徴金は引き当て済みであり、業績に与える影響は軽微です。

また、措置命令を受けた商品につきましては、景品表示法の問題がない表示に変更したうえで、販売を継続しております。

対象商品

『ウイルオフストラップ』、『ウイルオフマグネットタイプ』、『ウイルオフ吊下げタイプ』

ご参考 ウイルオフ製品一覧 <https://www.viruooff.com/products/index.html>

措置命令の詳細は、「消費者庁による措置命令に関するお詫びとお知らせ(社告)」

<https://www.ohkiseiyaku.com/wp/wp-content/uploads/2022/06/88bd3364575a016053e5292f9ea88fa6.pdf>

をご確認ください。

以 上

■ 本件報道、取材に関するお問い合わせ

株式会社大木 経営企画室（担当：山岡） 電話 070-1452-2121